

尾張旭市立小中学校児童生徒端末設定・運用保守業務公募型プロポーザル 実施要領

1 実施目的

本プロポーザルは、市が受託者に委託する本事業について、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、事業実施の能力等の審査を公募型プロポーザル方式により行い、最も本事業の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行う。

2 事業者の選定方法

本市が公募による事業者から提出された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

3 業務概要

(1) 業務名

尾張旭市立小中学校児童生徒端末設定・運用保守業務

(2) 業務内容

別添「尾張旭市立小中学校児童生徒端末設定・運用保守業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

ア 児童生徒端末設定期間

契約締結日（令和2年9月頃）の翌日から令和2年12月31日まで

イ コンテンツキャッシュ等設定期間

契約締結日（令和2年9月頃）の翌日から令和2年12月31日まで

ウ 機器リース期間

令和3年1月1日から令和7年12月31日まで（60か月）

地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

エ 運用保守期間

令和3年1月1日から令和7年12月31日まで（60か月）

地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

オ 授業支援ソフトウェア等ライセンス使用料

ライセンス有効期間 令和3年1月から令和7年12月まで

※ ただし、児童生徒端末の調達は別で行うため、その調達状況によっては業務の始期及び終期が変更になることもある。また、その場合にも契約金額は変更しないこととする。

4 見積限度額

- (1) 児童生徒端末設定費（令和2年9月から令和2年12月まで）
180,900,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (2) コンテンツキャッシュ等設定費（令和2年9月から令和2年12月まで）
4,370,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (3) 機器費
9,890,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 運用保守費（令和3年1月から令和7年12月まで）
27,100,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 授業支援ソフトウェア等ライセンス使用料（ライセンス有効期間 令和3年1月から令和7年12月まで）
91,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。参考見積書の金額が各項目の見積限度額を一つでも超過した場合は失格とする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和2・3年度尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されている者で、公告から契約締結日までの間、本市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。また、愛知県内に入札参加資格確認申請時の契約先を有すること。
- (3) 令和2・3年度尾張旭市物品の製造等入札参加資格者名簿大分類「03 役務の提供等」のうち中分類「01 建物等各種施設管理」のうち小分類「03 通信設備保守点検」に登録されている者及び中分類「08 コンピュータサービス」に登録されている者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押

又は競売手続の開始決定がなされていないこと。

- (7) 本市と同等規模の児童生徒端末（iPad480台）の設定・運用保守の実績、またはそれと同等の技術能力があること。
- (8) 参加者は本業務において、構築・設定作業の負荷に十分耐えられること。
- (9) 本仕様書に規定する期限内に必要な書類全てを提出した参加者

6 選定日程

内容	日時
公募開始	令和2年7月16日（木）
質問受付期間	令和2年7月21日（火）から 令和2年7月27日（月）まで
質問回答期日	令和2年7月29日（水）
参加表明書等提出期限	令和2年7月31日（金）
企画提案書等提出期限	令和2年8月18日（火）
プレゼンテーション	令和2年8月25日（火）
審査結果通知	令和2年9月上旬予定
事前協議	別途通知
契約締結	令和2年9月下旬予定
業務開始	令和2年9月下旬予定

7 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 参加資格確認書（様式2）
- (3) 企画提案書（様式3）
- (4) 見積書（様式4）
- (5) 団体概要（様式5）
- (6) 業務実績（様式6）
- (7) 業務実施体制（様式7）
- (8) 予定技術者調書（様式8）
- (9) 設定（様式9）
- (10) 運用保守（様式10）
- (11) 導入機器確認表（様式11）
- (12) 質問書（様式12）
- (13) 辞退届（様式13）

8 質疑応答等

- (1) 質問の提出方法
質問事項を質問書（様式12）に記入し、教育委員会教育行政課に令和2

年7月27日（月）までに電子メールにより提出すること。

質問書表中の「頁数、項目番号」の欄に、その該当ページ数と項目番号を記載すること。なおそれ以外での質問については、「その他」と記載すること。

※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

(2) 質問に対する回答

本市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和2年7月29日（水）までに本市ホームページにて回答を公表する。

ただし、質問内容により本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

9 参加表明等

参加者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）：原本1部

イ 参加資格確認書（様式2）：原本1部

(2) 提出書類に関する留意事項

(3) 提出先

尾張旭市役所教育委員会教育行政課

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和2年7月31日（金）午後5時まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

10 企画提案

企画提案については、企画提案書等を次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

No.	名称	様式	提出部数
1	企画提案書表紙	様式3	原本1部、写し7部
2	企画提案書	様式任意	
3	再委託体制（※再委託する場合のみ）	様式任意	
4	工程表	様式任意	
5	見積書	様式4	

6	団体概要	様式5	
7	業務実績	様式6	
8	業務実施体制	様式7	
9	予定技術者名簿	様式8	
10	設定	様式9	
11	運用保守	様式10	
12	導入機器確認表	様式11	
13	上記の概要説明書又はパンフレット	様式任意	

(2) 提出書類に関する留意事項

- ア 仕様書を参照し、作成すること。
- イ 書類の必要部数は、上記のとおりとする。指定した様式を除く任意の提案書は原則A4、20ページ以内とする。項番13については別添資料として提出することができる。この場合の別添資料は提案書20ページ以外の扱いとして補足資料として判断する。
- ウ 任意の提案書は両面印刷し、項番1から12まで（項番12は除いても可）を製本すること。

(3) 提出書類の記載

項番1～4、6～13

本仕様書を参考に考え方や体制、対応策等を具体的に記載すること。

項番5 見積書（様式4）

仕様書に記載されている内容を見積もること。各費用の内訳について明確にするため任意の様式を添付すること。

(4) 提出先

尾張旭市役所教育委員会教育行政課

(5) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(6) 提出期限

令和2年8月18日（火）午後5時まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

1.1 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式13）を担当課窓口へ直接持参すること。なお市は、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもしない。

1.2 審査方法

(1) 表1の基本的審査項目により、審査委員による審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

ア 提案書及びプレゼンテーションによる審査・価格審査

<表1 基本的審査項目>

審査項目	主な審査の着目点	確認箇所 配点
企画提案面		
業務の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の理解度 ・仕様書の理解度 ・業務全体のプロセス ・方針、手法の妥当性 	20
企画・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・企画立案、運営 	10
業務実施面		
業務実施方針及び手法	<ul style="list-style-type: none"> ・技術者の配置計画の妥当性 	10
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・同種、類似業務の実績 	10
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行に係る組織体制 	10
価格提案		
業務に係る見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額に対する見積金額の妥当性、整合性 	10
ヒアリング等		
提案発表、質疑応答等	<ul style="list-style-type: none"> ・取組意欲 ・専門技術力 ・実現性 	30
評価点の合計		100

イ 審査詳細

(ア) 各審査項目について、A、B、Cの3段階評価を行い、5点満点(A=5点、B=3点、C=0点)又は10点満点(A=10点、B=6点、C=0点)とすることを標準とする。

(イ) C評価があるものは原則として選定しない。

(ウ) 同種業務については、その設定範囲を明確にすること。

(エ) 各項目の評価の基準は表2のとおりとする。

<表2 評価の基準>

審査項目	主な審査の着目点	評価		
		A	B	C
業務の基本的な考え方	業務の理解度	的確に理解しており検討が十分である。	A Cに該当しない。	業務内容をよく理解していない。
	仕様書の理解度	的確に理解しており検討が十分である。	A Cに該当しない。	仕様書をよく理解していない。
	業務全体のプロセス	無理のない業務計画が組まれている。	A Cに該当しない。	業務計画に無理がある。
	方針、手法の妥当性	特に妥当性がある。	A Cに該当しない。	妥当でない。
企画・実施	企画立案、運営	企画内容が本市のニーズに合致している。	A Cに該当しない。	企画内容が本市のニーズに合致していない。
		企画内容が効率的・効果的である。	A Cに該当しない。	企画内容が効率性・効果性に乏しい。
		企画立案内容に独自性があり、新たな視点からの工夫がある。	A Cに該当しない。	企画立案内容に独自性が無く、新たな視点からの工夫が無い。
		運営方法等が具体的で、実現性がある。	A Cに該当しない。	運営方法等が具体性や実現性に乏しい。
業務実施方針及び手法	技術者の配置計画の妥当性	—	Cに該当しない。	十分な技術者が配置されていない。
業務実績	同種、類似業務の実績	高度な実績がある。	A Cに該当しない。	実績がない又は少ない。
業務実施体制	業務遂行に係る組織体制	十分な組織体制が整っている。	A Cに該当しない。	組織体制に無理がある。
業務に係る見積金額	限度額に対する見積金額の妥当性、整合性	限度額との整合性がとれる。	A Cに該当しない。	限度額との整合性がとれない。
提案発表、質疑応答等	取組意欲	能力や意気込みが感じられる。	A Cに該当しない。	能力や意気込みが感じられない。
	専門技術力	優れた専門技術力を有している。	A Cに該当しない。	十分な専門技術力を有していない。
	実現性	実現性が大いにある。	A Cに該当しない。	実現性に乏しい。

(2) 候補者の決定

参加者ごとに点数化し、最高得点の参加者を第1位候補者、次に高い者を次点候補者とする。

(3) 審査結果の通知・公表

審査結果は、参加者全員に対し速やかに書面にて通知する。また、文書

- 発送後、参加者名及び審査結果を本市ホームページに掲載し、公表する。
- (4) 審査結果に関する参加者からの質問、説明要求、意見及び異議申し立ては受け付けない。

1.3 契約の締結

本市は、第1位候補者と当該業務について協議を行い、協議が整い次第、尾張旭市契約規則等に従い地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

1.4 秘密保持の遵守

提案事業者及び提案意向を持つ事業者は、このプロポーザル審査に参加するにあたり、下記の条項を遵守すること。

- (1) 本プロポーザル審査に関して知り得た情報の内容を他に漏らしてはならない。
- (2) 本市から提供された情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 本市から渡された情報の内容を、漏えい、毀損及び滅失した場合は、速やかに本市に報告し、その指示に従わなければならない。
- (4) 本プロポーザル審査に関して発生した事故等による損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要に生じた経費等は、提案事業者及び提案意向を持つ事業者が負担する。
- (5) 本プロポーザル審査終了後も提案事業者及び提案意向を持つ事業者は秘密保持及び利用制限に関する義務を負う。

1.5 その他

- (1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出された書類の作成等に要した費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しないものとする。
- (4) 提出された参加表明書類については、参加資格の確認以外には使用しない。
- (5) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めない。
- (6) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。

- (8) 本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (9) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。

1 6 連絡先

尾張旭市役所教育委員会教育行政課庶務係（伊藤）

住 所：〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

電 話：0561-76-8176

FAX：0561-52-2901

電子メール：kyoiku@city.owariasahi.lg.jp